

**【指摘事項】に係る措置・対応状況表**

監査種別 令和4年度行政監査（令和5年3月28日報告）  
 対象部局 総務部

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
1 防災危機管理課	<p><b>1 消毒用アルコールについて</b>                      消防法の規制数量を超えてアルコール類を備蓄していた。                      手指用消毒液として備蓄している消毒用アルコールの種類や数量を調査したところ、消防法で危険物として規制されているアルコール類が、規制の数量を超えて備蓄されていることを確認した。                      ついては、消防法上の安全基準を満たすよう、至急、備蓄の適正化を図るとともに、効率的な備蓄や非アルコール消毒への代替などについても併せて検討されたい。</p>	措置（完了）	<p>消毒用アルコール類につきましては、消防法上適切に管理するため、規制数量等について所管機関（郡山消防署）へ事前確認しておりましたが、法令の対象物が液体のみで、ジェルタイプは対象外であると誤って認識していたことによるものであります。                      事実確認後、速やかに12箇所の備蓄倉庫に分散備蓄し、改善したところであります。                      今後とも、関係法令を遵守し、危険物も含め、備蓄品の管理・保管方法の把握を徹底しつつ、今後は非アルコール消毒に代替するなど、適正な備蓄品の管理に努めてまいります。</p> <p align="right">令和5年8月31日措置通知 市長</p>
2 防災危機管理課	<p><b>2 管理関係書類の整備について</b>                      受払簿への記載が適切にされていなかった。                      備蓄品は災害発生に備え、適正に管理されるべきものであるが、受払簿に記載されるべき備蓄品の異動の記録が、アルファ米や飲料水の一部を除いてなされておらず、備蓄品の残数量などの現状を把握できる状態となっていなかった。                      なお、備蓄品の入出庫や在庫管理にあたっては、市販の在庫管理アプリケーションを利用している自治体もあることから、ICTを活用した効率的な運用について調査研究されたい。</p>	対応状況	<p>備蓄品の管理については、定期的に数量を確認し、データ化した「備蓄品配備一覧」を中心に備蓄品管理を行い、このうち特に物資の出入が多く、かつ賞味期限があり管理上最大限に注意を払う必要のある食料品等のみ、「受付簿」を用い適切な備蓄品の管理に努めておりましたが、令和5年度中に管理要綱や受払簿を見直し、データベース管理を行うとともに、先進的な自治体の取り組みを調査研究し、その他の備蓄品も含め適切かつ効率的な備蓄品の管理を図ってまいります。</p> <p align="right">令和5年8月31日対応状況報告 市長</p>

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和4年度行政監査（令和5年3月28日報告）  
 対象部局 総務部

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内 容
1 防災危機管理課	<p><b>1 備蓄計画と備蓄現数について</b>                      防災計画においては、公的備蓄について、「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」に基づき、計画的に行うこととされているが、計画と現に備蓄されている数量に大きな乖離がある品目が散見された。                      公的備蓄は、被災直後に不足する食料や生活必需品を、流通備蓄により調達可能となるまでのおよそ2日間補う現物備蓄であり、必要最低限の数量を計画として定めているものであるため、早期に充足するよう対処されたい。</p>	対応状況	<p>防災備蓄品については、計画的に購入しているところであり、引き続き整備基準を満たすよう取り組んでまいります。</p> <p>令和5年8月31日対応状況報告 市長</p>
2 防災危機管理課	<p><b>2 備蓄施設の管理について</b>  <b>(1) 棚の整備</b>                      備蓄品が倉庫内に敷かれたパレット上に箱積みされた状態となっている。限られた収納スペースを有効活用するとともに、消費期限が迫った食品など、任意の備蓄品の確認及び搬出が容易となるよう、棚の整備をはじめとした在庫管理の手法を研究し、効率的な搬入搬出の仕組みの確立を検討されたい。</p>	対応状況	<p>適正かつ円滑な備蓄品の管理を図るため、令和5年6月に開催された中核市市長会防災担当者会議で意見交換を実施するとともに、他市町村の管理手法を伺うなど、管理手法を研究中であります。</p> <p>令和5年8月31日対応状況報告 市長</p>
3 防災危機管理課	<p><b>(2) 非常用照明器具の整備</b>                      備蓄品倉庫の出入口付近に、懐中電灯やランタンなどの非常用照明器具を常備するとともに、夜間停電時の作業手順を再確認するなど、昼夜を問わない搬出に備えられたい。</p>	措置（一部）	<p>指摘のあった非常用照明器具の整備については、指摘のありました陸上競技場と旧印刷所の備蓄品倉庫入口に懐中電灯を配備するとともに、他の備蓄品倉庫についても順次、懐中電灯等を配備いたします。</p> <p>令和5年8月31日措置通知 市長</p>
4 防災危機管理課	<p><b>(3) 案内板や配置図の整備</b>                      備蓄品倉庫内において、備蓄品の種類を示す案内板や配置図の整備がされておらず、防災危機管理課の担当職員が搬出時に帯同していなければ、目的とする備蓄品の判別に時間を要する状態にあった。                      災害発生直後の混乱した状況下において、必ずしも防災危機管理課の職員が備蓄施設に常駐できるとは限らず、避難所設置のために他の職員等が従事しても円滑に備蓄品の搬出ができるよう、視認性の高い案内板や配置図を整備されたい。                      また、配置図については、避難所開設・運営マニュアル等においても掲載し、非常時に備えられたい。</p>	対応状況	<p>適正かつ円滑な備蓄品の管理を図るため、令和5年6月に開催された中核市市長会防災担当者会議で意見交換を実施するとともに、他市町村の管理手法を伺うなど、管理手法の研究を行っており、その結果を踏まえ、配置図等を作成予定であります。</p> <p>令和5年8月31日対応状況報告 市長</p>
5 総務法務課	<p><b>3 危険物の取扱いについて</b>                      消毒用アルコールは、新型コロナウイルス感染症対策として、本市が運営に関わる多くの施設においても手指の消毒に用いられており、応急物資の備蓄以外の目的としても相当数の保管が予想され、今回の指摘と同様に見過ごされているものがないか憂慮されるところである。                      したがって、本市が運営に関わる全ての施設においてアルコール類をはじめとした危険物の総点検を実施し、万全な管理を望むものである。                      また、必要に応じて火気注意の表示や消火器の適切な設置などの対応も講じられたい。</p>	措置（完了）	<p>庁舎出入口（各玄関）及び庁舎内各トイレ出入口に設置している手指用消毒器への補充用として、消毒液を保管している。保管している消毒液は、アルコール濃度において消防法における危険物の規制適用外であり、保管場所は付近で火気を取扱うことはなく、消火器が設置されている近くで、直射日光の当たらない涼しい場所に密閉した状態で保管することで対応しています。                      また、保管するアルコールは消防法にその濃度や保管量の規制が設けられていることから、全ての施設に対し保管しているアルコールの適正管理を徹底するよう通知したところであります。</p> <p>令和5年8月31日措置通知 市長</p>